

# 資料3

## Go To Eat キャンペーン事業の対応について (案)

12月9日  
京都府

# Go To Eat キャンペーン事業の対応について

## 1. 11月21日(土)から現在まで継続中の対応

- Go To Eat キャンペーン事業の食事券・ポイントの利用は、原則として「4人(※)以下の単位」での飲食とする。  
※家族での食事の場合は対象外とする。  
※乳幼児・子ども、高齢者の介助者や障がい者の介助者等は対象外とするなど、店舗での常識的な範囲での対応をお願いします。
- 事業参加飲食店は、利用客が「4人以下の単位」になるよう、パーティション、アクリル板、テーブル、個室等を利用し、同一グループであっても利用客を物理的に分けること。  
⇒5人以上の飲食であっても、「4人以下の単位」となるよう物理的に分けることで、食事券・ポイント利用の対象となります。
- 事業参加飲食店は、利用客全体に「4人以下の単位」での飲食を呼びかける。協力いただけない方には食事券やポイントの利用を控えていただくこと。また、この旨を店頭などで周知すること。

## 2. 今後の対応(案)

- 12月12日(土)～14日(月)にWEB抽選受付、12月21日(月)以降に販売の開始を予定していた新規食事券(最終80万冊)のWEB抽選受付を一時停止。
- WEB抽選受付の再開時期については、感染状況を見て判断する。
- 既に発行・販売された食事券や付与されたポイントの利用を控える旨の呼びかけは直ちには行わないが、感染状況を注視しながら対応を検討する。